

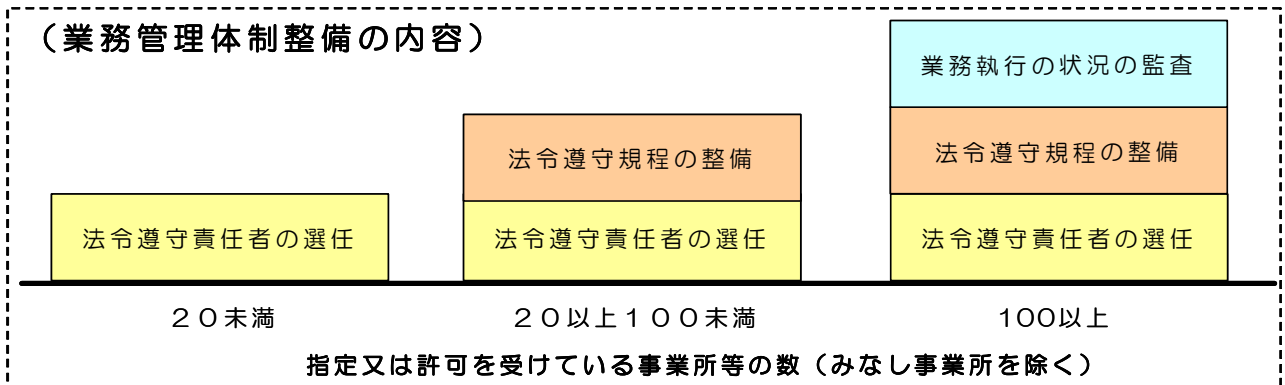
平成21年5月1日から 介護保険法が変わりました

1 業務管理体制の整備・届出

事業者は、業務管理体制を整備し、届出を行うことが必要となりました。
まだ、届出をしていない事業者は、業務管理体制を整備し、速やかに届出をお願いします。

○ 届出をすると、厚生労働省が運営する「業務管理体制データ管理システム」に届出内容を登録し、事業者番号等をお知らせしています。

○ 整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。



○ 届出先は各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区分	届出先
①事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者	厚生労働大臣（地方厚生局長）
事業所等が栃木県内のみに所在する事業者	
② 地域密着サービス（介護予防を含む。）のみを行い、そのすべての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町長
③上記以外の事業者	栃木県知事（高齢対策課）

○ 届出先

栃木県知事への届出は、郵送等をお願いします。

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県 保健福祉部 高齢対策課 介護保険班

○ 法令遵守責任者について

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。

また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

○ 法令遵守規程について

法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので構いません。

○ 届出様式は、栃木県のホームページからダウンロードして下さい。

※トップ>福祉・医療>高齢者>介護保険>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について

2 休止・廃止届が事前届出制に

- 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。

3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

- 休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。

4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。